

新潟県立新潟中央高等学校 教育実習受け入れ規程

新潟県立新潟中央高等学校（以下「本校」という）における教育実習の受け入れについて、以下のように定める。

1 受け入れ時期

5月最後の月曜日から2週間～4週間の間とする。

2 受け入れ条件

以下の(1)～(3)の条件に該当する学生について、校長が校務に支障がないと判断した場合に限り教育実習の受け入れを許可する。

- (1)在籍する大学の斡旋する教育実習が不可能な者。
- (2)本校卒業生であること。
- (3)教育に対して意欲と情熱を持ち、教員採用試験を受験して教職に就く意志のある者。

3 受け入れ人数

(1)原則として該当教科の常勤教諭数の半数までを標準とする。

(2)(1)の標準の人数を超える希望者がある場合、当該教科と教務部教育実習係の話し合いによって受け入れ可能人数を検討し、校務に支障が出ない範囲で校長が決定する。その場合でも、実習生の週当たり授業時数を8時間程度確保できるよう、受け入れ人数×8時間が教科の総時数を超えないようにする。

(3)希望者が(2)の人数を超える場合、抽選をする。

4 受け入れの手続き

(1)受付期間は、実習実施前年の4月の始業式より6月末日までとする。

(2)希望者は本校ホームページにアップロードされているPDFファイル「教育実習申込書」をダウンロードして印刷し、必要事項を記入して本校に郵送かファクシミリで申し込む。

(3)7月1日に申し込み総数を本校ホームページにて公表し、抽選の有無を周知する。

(4)抽選がある場合は周知後速やかに行う。該当教科主任の立ち会いのもと、教務部教育実習係が抽選をする。抽選の結果は速やかに本人に連絡をする。

(5)8月中に提出書類についてのオリエンテーションを行う。オリエンテーションの日時と要項については本校ホームページに提示する。

5 周知の方法

本規程および手続きの案内、申込書を本校ホームページで公開する。

6 この規程は、平成21年4月1日から適用する。